

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします!



藤川天神の春 (薩摩川内市東郷町)

【写真提供:村山 隆氏】

E	次	C	OI	N	T	Ē	N	T	S

/ H / CONIENIS	
さくらじま	1 令和 4 年12月末(速報値)業種別死傷災害発生状況10
自動車運転者の	ご存じですか?
「安全確保の徹底」にご協力をお願いします!	2 労働保険料の納付は口座振替が便利です!11~12
令和4年の送検状況について	3 さんぽセンター
鹿児島県の最低賃金	
令和4年度業務改善助成金のご案内	······5 令和 5 年度
業務改善助成金 (通常コース) のご案内	6~7 労働安全衛生法に基づく各種免許試験のご案内(学科)…14
災害に学ぶ ~フォークリフトにかかる災害について~	8 令和5年度技能講習・安全衛生教育等実施計画について15
人材開発支援助成金	令和5年3月の講習開催のご案内16
「人への投資促進コース」の経費助成率がアップしまし	た…9

私事ですが、20数年ぶりに地元 を離れ、この4月に鹿児島県に赴 任してまいりました。私の両親は

鹿児島県出身で、特に母方の祖父母が健在だった頃は、夏休 みのたびに鹿児島に遊びに来ていました。母の実家は現在の 指宿市にあったため、桜島の美しさは知りつつも、幼かった 私にとって開聞岳が見慣れた鹿児島の風景でした。岩だらけ の登山道を進み、頂上でおっかなびっくり大パノラマを望ん だときは、子ども心に感動を覚えたことが思い出されます。 赴任当初、指宿市に行く機会があり、薩摩富士と称される

開聞岳の変わらぬ雄姿を目にした際には思わず懐かしさが込 み上げてきました。体力的にもう一度登る自信はありません が、あの美しい円錐形の姿を眺めながら心穏やかに過ごすひ と時もまた一興かもしれませんね。開聞岳の周辺の名所であ る砂むし会館、長崎鼻、池田湖etc…機会があれば、今度はゆっ くりと訪れたいものです。

また、せっかく鹿児島に住む機会をいただいたので、離島 も含め、鹿児島の観光名所を訪れることを楽しみにしていま す。そのためにはまず鹿児島県内の地理を勉強しなくては。

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします!

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。

自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り 組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう!

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを 策定しています。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、<mark>荷役作業場所における安全の確保等</mark>、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



ガイドラインの

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。

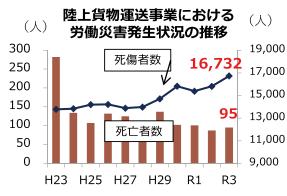


ガイドラインの

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

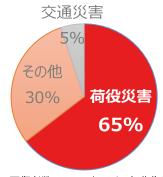
毎年約15,000人が被災しています。



出典: 労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が 荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、 集計したもの

※内訳は作業内容(令和2年)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和4年の鹿児島労働局管内における送検状況について

鹿児島労働局監督課

令和4年1月から令和4年12月までの1年間に、鹿児島労働局管下の労働基準監督署では、6件の司法事件を鹿児 島地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が5件、賃金不 払に関する違反が1件であり、業種別では、製造業、建設業がそれぞれ2件、運送業、清掃業がそれぞれ1件となっ ています。また、捜査の端緒としては3件が死亡災害等の重大事故を発生させたもの、2件が告訴によるもの、1件 が労災かくしとなっています。

業種 要 送検署 送検月 No. 1月 ビルメンテナンス業 鹿児島署 1 機械の運転停止措置 2 運送業 賃金不払 鹿屋署 3月 3 建設業 労災かくし 川内署 5月 4 製造業 フォークリフトの用途外使用 鹿児島署 9月 製造業 原動機、回転軸等による危険の防止等 加治木署 5 10月 6 建設業 フォークリフトの運転に対する危険防止措置 鹿屋署 11月

令和4年 司法事件送検一覧

鹿児島労働局では、労働条件の履行確保・労働災害の防止などを図る観点から、引き続き事業場に対する立入検査 を実施していくとともに、重大・悪質な事案等に対しては積極的に送検手続きを行うなど、厳正に対処してまいります。

建築物石綿含有建材調査者講習を開始します

(公社) 鹿児島県労働基準協会

本会では、鹿児島労働局長から登録を受けて令和4年度建築物石綿含有建材調査者講習を下記日程により開催す ることにしましたのでご案内申し上げます。

2日間の講習で修了考査に合格された方に資格証 (修了証明書) を交付します。

本講習は、受講資格を要する方でないと受講できません。あらかじめ確認をお願い致します。

なお、令和5年度分の日程については、計画が決定次第、本誌及びホームページでご案内致します。

- ■講習名 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)
- 時 令和5年3月14日(火)~3月15日(水) 午前9時00分~ 日
- 場 オロシティーホール (鹿児島市卸本町)
- ■申込手続き 本会ホームページの新着情報に掲載しますのでご確認のうえ申し込みをお願い致します。 受講申込みは、申込者の利便性とコロナ感染対策を図るためインターネットでの申し込みとな りますのでご協力をお願いします。

〈問合せ先〉 (公社) 鹿児島県労働基準協会 Tel 099-226-3621 石綿調査者講習係まで

知っていますか? 自分の最低賃金

地域別最低賃金

効力発生日 時 間 額 用 範 井 鹿児島県 鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に 令和4年 適用されます。 10月6日 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別 最低賃金が適用されます。

特定最低賃金(産業別最低賃金)

産 業 名	時間額	効力発生日	適用範囲		
自動車(新車)小売業	902 _円	 令和4年 12月22日 次に掲げる者を除く。(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されて) 18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 			
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	853 _円	左記の最低賃金は、令和4年度は改正がありません。 このため、 令和4年10月6日から鹿児島県最低賃金853円 以上の支払いが必要となります。			
百貨店、総合スーパー	853 _円		04年度は改正がありません。 0月6日から鹿児島県最低賃金853円 以上の支払いが必要となります。		

- ●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなけ ればなりません。
- ●特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。 地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。 なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

▶最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する

鹿児島労働局賃金室 鹿児島労働基準監督署 (電話)099-223-8278

川内労働基準監督署 加治木労働基準監督署

(電話)0996-22-3225 (電話)0995-63-2035 (電話)0997-52-0574

お問い合わせ先 鹿屋労働基準監督署

業務改善

助成金

(電話)099-214-9175 (電話)0994-43-3385

名瀬労働基準監督署

詳しくは、 業務改善助成金

生産性向上に向けた取組を 支援します 中小企業・小規模事業者の皆さんへ 事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング 導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター(☎0120-366-440) 又は 鹿児島労働局雇用環境·均等室(☎099-223-8239)

鹿児島働き方改革推進支援センター(鹿児島県社会保険労務士会内 ☎0120-221-255)



鹿 児 島 労 働 局 ・ 労 働 基 準 監





賃金引上げ

令和4年度 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業 者を支援する助成金です。赤字は令和4年12月12日の改正箇所になります。

助成金の 概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った 場合に、その費用の一部を助成します。 詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください!



設備投資等



設備投資等に要した 費用の一部を助成

夕 業務改善助成金 検索

	34.3	e-bille
193	ÆΘ	ON IT
- 66	ΒĀ	2.3
- 20	tion)	79%
25	ės 5	<560
(2)	-38	

	通	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	特例コース
		〔特例〕	
対象となる事業者	①②いずれも満たす事業者 ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者 ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、〇令和4年10月6日以降853円~883円の事業者 ※事業場規模100人以下の条件を廃止	①②いずれも満たし、かつ③④いずれかを満たす事業者 ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者 ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、〇令和4年10月6日以降853円~883円の事業者 ③新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が3年前までと比較して15%減少している事業者 ④原材料費の高騰など社会的・経済的環鏡の変化等外的要因により利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者 ※ 売上高総利益率または売上高営業利益率(申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率) ※事業場規模100人以下の条件を廃止	①②⑤いずれも満たし、かつ③④いずれかを満たす事業者 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額 が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和3年10月1日まで 793円~823円の事業者 ○令和4年10月5日まで 821円~851円の事業者 ○令和4年10月6日以降 853円~883円の事業者 ○令和4年10月6日以降 853円~883円の事業者 ②中小企業基本法に基づく中小事業者 ②中小企業基本法に基づく中小事業者 ③新型コーナウィルス感染症の影響により 全 和3年4月から令和4年12月までの期間の 売上高等が3年前までと比較して30%以上 減少した事業者 ④原材料費の高騰など社会的・経済的環鏡の変化等外的要因により利益率※2が前年同月 に比べ5%ポイント以上低下した事業利益 率(令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総計または常土を高終利益率または元上の高質表別、毎年1月1日の1日、事業場内最低賃金を30円以上 引き上げる事業者
助成率	事業場内最低賃金が ○870円未満…9/10 ○870円以上920円未満…4/5 ※生産性要件を満たした事業者の助成率 は、9/10	事業場内最低賃金が ○870円未満…9/10 ○870円以上920円未満…4/5 ※生産性要件を満たした事業者の助成率 は、9/10	事業場内最低賃金が ○920円未満…4/5
助成対象経費	交付要領別紙4(表1)に定める経費	交付要領別紙4(表1)に定める経費 及び(表2)に定める関連する経費 ただし、機械装置等購入費の内容は注8のとおり	交付要領別紙2に定める経費
申請期限	令和 5	5年3月31日	令和5年1月31日
賃金引上げ期限	交付申請後から事業完了期日までの間 (原則事業実績報告書の提出日までに1月5	分以上の賃金支払い実績が必要)	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで (交付申請までに賃金引上げを完了する必要)
事業完了期限		令和5年3月31日	

コース区分		30円コース (30円以上)		4 5 円コース (45円以上)		6 0 円コース (60円以上)		9 0 円コース (90円以上)	
	引上げ額)	右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者	右記以外の 事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
引 別 き	1人	30万円	60万円	45万円	80万円	60万円	110万円	90万円	170万円
$ \sim$ $-$	2~3人	50万円	90万円	70万円	110万円	90万円	160万円	150万円	240万円
成る	4~6人	70万円	100万円	100万円	140万円	150万円	190万円	270万円	290万円
S助成上限額 上げる労働者数	7人以上	100万円	120万円	150万円	160万円	230	 万円	450	万円
報句数	10人以上	120万円	130万円	180	 万円	300万円		600	万円

※特例コースについては30円コースのみで事業場規模30人未満の事業者の助成上限額の拡大(赤字部分)は適用されません

お問い合わせ先:**業務改善助成金コールセンター** 又は **鹿児島労働局雇用環境・均等室** 電話:0120-366-440 電話:099-223-8239

令和4年12月12日現在

業務改善助成金(通常コース)のご案内

「助成上限額」 と 「助成対象経費」 などを拡充しました

業務改善助成金(通常コース)とは

事業内最低賃金の 引き上げ



設備投資等

機械設備導入、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など



業務改善助成金 を支給

※申請期限:令和5年3月31日

(事業完了期限:令和5年3月31日)

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、 設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。 この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	Α
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	В
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

助成上限額・助成率

助成上限額

事業場内		助成.	上限額
区分 の引き上 労働者数 げ額		右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
			60万円
			90万円
30円以上			100万円
			120万円
			130万円
		4 5 万円	8 0 万円
		7 0 万円	110万円
45円以上	4~6人	100万円	140万円
	7人以上	150万円	160万円
	10人以上※	180万円	180万円
	1人	6 0 万円	110万円
	2~3人	9 0 万円	160万円
60円以上	4~6人	150万円	190万円
	7人以上	230万円	230万円
	10人以上※	300万円	300万円
	1人	9 0 万円	170万円
	2~3人	150万円	2 4 0 万円
90円以上	4~6人	270万円	290万円
	7人以上	450万円	450万円
	10人以上*	600万円	600万円
	最低賃金の引き上げ額 30円以上 45円以上 60円以上	最低賃金 の引き上 げ額 1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上** 1人 2~3人 4~6人 7人以上 10人以上	最低賃金 の引き上 げ額 1人 30万円 2~3人 50万円 4~6人 70万円 7人以上 100万円 10人以上** 120万円 1人 45万円 2~3人 70万円 2~3人 70万円 7人以上 150万円 7人以上 150万円 10人以上** 180万円 10人以上** 180万円 10人以上** 180万円 2~3人 90万円 2~3人 90万円 10人以上 230万円 10人以上 300万円 7人以上 250万円 7人以上 250万円 10人以上** 300万円 10人以上** 60万円

※ 10人以上の上限額区分は、〈特例事業者〉(裏面参照)が対象です。

助成率

870円未満	9/10
870円以上	4/5
920円未満	(9/10)
920円	3 / 4
以上	(4/5)

- () 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した 労働者1人当たりの付加価値を指します。助成 金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産 性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性 を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合 等に、加算して支給されます。

助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを 事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って 事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です



対象となる事業者

- 一般事業者:次のどちらにも該当する事業場
- ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者:一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場 また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ①事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前 の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の 1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費の例

		一部の	
	ステム導入による在庫管理の短縮 持殊車両の導入による送迎時間の短縮	特例事業 助成対象 拡大され	経費が
コンサルティング 専門家による	業務フロー見直しによる顧客回転率の向上		
その他 店舗改装によ	る配膳時間の短縮		

助成対象経費が拡大!

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資 する設備投資

- ・ 定員 7 人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。B

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている 飲食店が、機動的に配送できるよう デリバリー用3輪バイクを導入

<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知す るための広告宣伝を実施



生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する 費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

注意事項・お問い合わせ

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号:0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ ください。

> 日本政策金融公庫 店舗検索



業務改善助成金

(R4.12.12)

災害に学ぶ フォークリフトにかかる災害について

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

今回は様々な業種や場所で活躍しているフォークリフトについて触れたいと思います。フォークリフト作業中の災害、死亡事故が全国で多く発生していますが、今回はフォークリフトの主な作業である荷役運搬作業以外の作業にかかる災害を3件紹介したいと思います。

【災害事例】

事例1:工場内に設置してあるシャッターの調子が悪

かったため、リフトアップしたフォークリフトのパレットに乗りシャッターを点検中、誤って足を踏み外し約3.4mの高さから転落した(被災者 50歳男性/被災状況 両手・骨盤・肋骨・顔面骨折/休業4か月)。



事例2:工場内の製品積込み場所において、トラック の荷台に置いてあった作業指示書を取る際、フォークリ フトから降りずに身を乗り出して作業指示書を取ろうと したところバランスを崩し落ちそうになり、慌ててブ

レーキを踏もうとしたところ 誤ってアクセルを踏んでしま い、落ちそうになった状態のま ま前進したフォークリフトの側 面と荷台の間に挟まれた(被災 者 59歳男性/被災状況 左胸 部及び左上肢圧挫傷/休業4か 月)。



事例3:フォークリフトの油圧点検中、点検者がマストレバーを操作しフォークを下げたところ、被災者がフォークの下でエンジンルームを見ていたためフォークを上から押しつけられ挟まれた。点検者からは死角に

なって被災者が見えなかった。 被災者の助けを求める声で気づ きフォークを上げ被災者を救出 した(被災者 49歳男性/被災 状況 第二腰椎、第十二胸椎大 突起骨折 左足首捻挫/休業3 か月)。



【災害発生原因】

事例1の災害事例の主な原因は

- ・フォークリフトでリフトアップしたパレット上で作業 を行い、フォークリフトを本来の用途以外の用途で使 用したこと。
- ・当該作業が極めて危険な作業であるという危険認識が 希薄であったこと。

などがあげられます。

事例2の災害事例の主な原因は

- ・フォークリフトを停止させなかったこと。
- ・フォークリフトから降りずに身を乗り出し作業指示書 を取ろうとしたこと。
- ・不安定な状態で墜落しそうになりフォークリフトの操作を誤ったこと。

などがあげられます。

事例3の災害事例の主な原因は

- ・フォークの下に立ち入ったこと。
- ・複数名で点検・修理中に機械を作動させる際に危険箇 所に他の労働者等がいないか確認を行わなかったこ と。

などがあげられます。

【災害の対策】

今回紹介した3件の事例は、いずれも死亡につながってもおかしくない災害で、実際に休業3か月以上の重篤な災害です。それぞれの災害の対策について検討してみましょう。

事例1の災害については、明らかな法違反(用途外使用)であることは言うまでもないのですが、パレット上で作業をする場合、手元や頭上に意識が集中してしまい、足元に注意せず横移動などを行った際に踏み外して墜落するケースが散見されます。リフトアップしたパレット上での作業は非常に危険ですので、高所作業にフォークリフトを使用しないよう徹底してください。

事例2の災害については、基本的なルールが守られておらず、労働者への教育が不徹底であることがうかがえます。また、ヒューマンエラーである「危険軽視」や「省略行動」などが複合的に影響した災害とも言えます。管理の難しい現場作業においては、ヒューマンエラーを防止するためマニュアルの作成と徹底、安全教育等を行い、現場作業員の安全意識の向上に努めましょう。

事例3の災害については、点検整備中の災害で、点 検者は被災者が近くにいたことは把握していましたが、 フォークを下す操作をする際、フォークの下には誰もい ないだろうと思い操作をしてしまったようです。点検、 試運転等を行う際は、一旦操作する場所を離れて、周囲 を目視で確認するよう心がけましょう。また、フォーク 等の下に立ち入ることは法令で禁止されています。点検 修理等でフォークの下で作業する際は安全ブロック等を 使用しフォークが下降しない状況を確保したうえで作業 を行ってください。

【終わりに】

鹿児島労働局では、増加傾向にある労働災害発生件数に歯止めをかけるため、「労働災害ピークアウト運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を図ることとしています。

特にフォークリフトについては鹿児島県内で令和4年に3件の死亡災害が発生しており、鹿児島労働局のHPに注意喚起のパンフレットもアップしていますので参考にしてください。

<鹿児島労働局ホームページ>「フォークリフトには 多くの危険が潜んでいます!!」

「「キャリアアップ助成金」を活用して従業員の賃金アップを図りませんか? 鹿児島労働局職業対策課

★ キャリアアップ助成金「賃金規定等改定コース」 とは?

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定や賃金テーブル等を増額改定し、その規定等に基づいて賃金を支払った事業主に対して助成を行う制度です。

- ★ 支給要件が一部変更になりました! (令和4年9月1日以降の賃金規定改定分から対象)
- ① 賃金を2%以上増額改定→賃金を<u>3%以上</u>増額改定が必要
 - ※ 経過措置として令和4年9月1日~令和5年3 月31日の間に賃金規定を増額改定した場合は、改 正前の支給要件により申請することができます。
- ② 1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃します。

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課(TEL 099-219-5101)まで。

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の経費助成率がアップしました。

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」には、 サブスク型研修サービスを活用した「定額制訓練」や 従業員の自発的な資格取得や訓練の受講を支援する事 業主に対する「自発的職業能力開発 訓練」等があり ます。

★ 令和4年12月2日より、この「定額制訓練」と「自 発的職業能力開発訓練」の経費助成率が引き上げら れました。

【定額制訓練】

(改定前) 中小企業: 45%→(改定後)中小企業: 60% 大企業: 30%→ 大企業: 45%

【自発的職業能力開発訓練】

(改定前) 30% → (改定後) 45%

お問い合わせは、鹿児島労働局職業対策課(TEL 099-219-5101)まで。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年11月分】

県内有効求人倍率 1.32倍(前月比0.03 P 減) 全国平均有効求人倍率 1.35倍(前月同率)

県内正社員有効求人倍率 1.17倍(前年同月比0.05 P 増) 全国正社員有効求人倍率 1.07倍(前年同月比0.14 P 増)

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人数は高水準が続いているものの、 新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や原材料の高騰、円 安などが、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、 今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材 育成の取り組み強化とした職業訓練による学び直しの推進など各 種施策の展開に取り組んでまいります。

各種助成金、活用してみませんか?

<u>鹿児島労働局職</u>業対策課

【特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)】

- 令和4年12月から制度が拡充され、就職が困難な方を未経験の職種で「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現すると通常の1.5倍の助成が受けられます(「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成額となります)。
- ※ 令和4年12月2日以降の採用から助成の対象となります。
- ※ 1コースの実訓練時間数等が50時間以上の人材開発支援助成金を 活用した訓練が対象です(一部のコースは50時間未満でも可)。
- ※ 「賃金引上げ計画」の計画期間(最大3年)内に、採用時の「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げ、第1期支給申請時に「賃金引上げ計画書」を提出する必要があり、その他にも要件があります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課(☎099-219-8713)へお問い合わせください。











令和4年12月末(速報値) 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

				令和 3		増減数	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
	全産業	4,027	11	2,086	21	1,941	-1
1	製造業	372	0	351	2	21	-:
Γ	1 食料品製造業	215		189		26	
	4 木材・木製品製造業	22		25		-3	
	9 窯業土石製品製造業	20		18		2	
	11~12 金属製品製造業	20		21		-1	
	13~15 機械機具製造業	26		38	1	-12	_
-	上記以外の製造業	69		60	1	9	_
	鉱業	6	0	2	1	4	_
-	建設業	288	4	277	4	11	
	1 土木工事業	112	2	109	3	3	_
H	2 建築工事業	138	1	119	3	19	
	3 その他の建設業	38	1	49	1	-11	
	運輸交通業	188	1	215	2	- 11 - 27	_
	1 鉄道・航空機業	5	1	10		-21 -5	_
	2 道路旅客運送業	6		18		-5 -12	
-			-		0		
-	3 道路貨物運送業	176	1	185	2	-9	_
	4 その他の運輸交通業	1	2	2		-1	
	貨物取扱業	27	0	12	0	15	
-	1 陸上貨物取扱業	10		3		7	
	2 港湾運送業	17		9		8	
	農林業	98	2	92	5	6	_
	1 農業	47		42	2	5	_
	2 林業	51	2	50	3	1	
7	畜産・水産業	113	1	104	1	9	
	商業	323	2	256	2	67	
	1 卸売業	45	1	32	1	13	
	2 小売業	244		201	1	43	_
	3 理美容業	3		4		-1	
	4 その他の商業	31	1	19		12	
9	金融・広告業	13	0	22	0	-9	
	通信業	36	0	20	0	16	
	教育・研究業	30	0	29	0	1	
	保健衛生業	2,288	0	452	0	1.836	
	1 医療保健業	1,277		224		1,053	
	2 社会福祉施設	998		221		777	
	3 その他の保健衛生業	13		7		6	
	接客娯楽業	96	0	110	0	-14	
	1 旅館業	27	0	22	U	5	
	2 飲食店	48		56		-8	
	3 その他の接客娯楽業	21		32		-8 -11	
	以外の事業	149	1	144	4	5	_
			1		4	3	_
	10 映画・演劇業	0		0	4		
	15 清掃・と畜業	77		79	4	-2	_
	16 官公署	2		0		2	
	17 その他の事業	70	1	65		5	
生上	貨物運送事業 (4-3·5-1) 次産業 (8~17)	2,935	1 3	188	6	-2 1,902	<u> </u>

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

令和4年度 2022年12月1日~2023年4月30日

安全衛生教育促進運動

「正しい知識で 職場を安全・健康に!」

〜年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう〜 主唱 中央労働災害防止協会

ご存じですか? 労働保険料の納付は口座振替が便利です♪

鹿児島労働局労働保険徴収室

1. 口座振替のメリット

① 労働保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く**負担**が解消されます。

(口座振替手続き後は、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。)

② 納付の<u>**忘れ**</u>と<u>**遅れ**</u>がなくなり、督促状・延滞金の心配がありません。

(督促状の指定納期を経過してしまうと、延滞金が発生してしまいます。)

- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料引き落としに最大**約 2 か月のゆとり**ができます。

納期	第1期(全期)	第2期	第3期	
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日	
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日	

- * 保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。
- * 振替日が金融機関休業日の場合は翌日以降の最初の金融機関の営業日となります。

2. 八ガキでのお知らせ

- 口座振替日の約3週間前に引き落とし内容をお知らせします。
- 口座振替納付後も引き落とし結果をお知らせします。

3.お手続き方法

口座振替依頼書を入手

○労働局や労働基準監督署の窓口

ダウンロードする場合は3枚目 まで印刷してください。

○厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替



- *様式は「法人・個人事業主用」を選んでください。
- * 労働保険番号を複数お持ちの場合は全ての番号についてご提出ください。

口座を開設している金融機関の窓口へ提出

○記載した口座振替依頼書は3枚とも金融機関の窓口へ提出してください。



一部の金融機関(ゆうちょ銀行、ネットバンク等)では 取扱いがない場合がございます。

*取扱対象の金融機関については厚牛労働省ホームページをご覧ください。

令和5年度第1期(全期)の 口座振替申込手続き(金融機関窓口提出締切日)は 令和 5 年 2 月 25 日までです。

お問い合わせ先

この機会に労働保険料の口座 振替をご活用ください!!

鹿児島労働局 労働保険徴収室 TEL: 099-223-8276

働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします!

鹿児島産業保健総合支援センタ・

と仕事の両立をサポートします!

さんぽセンターでは、がんなどの「疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立」に取り組む事業場 に対する各種支援を行っています。費用は無料です。まずはお気軽にお問合せください。

1.両立支援に取り組む事業場への個別訪問支援

治療と仕事の両立支援のための「企業内の体制づくり」、「休暇制度、勤務制度の整備」など職場環境整備 や両立支援の進め方等について助言を行います。 また、管理監督者や労働者等に、両立支援に関する意識啓発のための教育、研修なども行います。

2. 事業者・労働者(患者)間の両立支援に関する個別調整支援

労働者(患者)と事業場の双方にとって無理のない就労継続を支援するために、医療機関との調整等の助言や両立支援プランの作成等の支援を行います。

3. 両立支援(出張)相談窓口での相談対応

がんなどの疾病を抱える労働者(患者)、事業者、人事労務担当者、産業医、保健師等の 産業保健スタッフ等からの両立支援に関する相談に対応します。

治療と仕事の両立支援相談窓口のご案内

治療をしながら働く方法や休職・復職の相談、傷病手当金など支援制度、上司などへの報告方法など、 仕事を辞めずに治療を継続するための相談に応じます。

鹿児島産業保健総合支援センターの両立支援促進員(社会保険労務士など)が対応いたします。

出張相談窓口

令和 4 年12月に

開設しました!

鹿児島医療センター がん相談支援センター

【相談日時】 毎月第1·3火曜日 10:00 ~ 13:00 〈TEL〉099-223-1151 鹿児島大学病院 地域医療連携センター【要事前予約】

【相談日時】毎月第3木曜日 10:00 ~ 12:00 (TEL)099-275-6862 鹿児島市立病院 がん相談支援センタ

【相談日時】毎月第4木曜日 10:00 ~ 12:00 (TEL)099-230-7000 済生会川内病院 がん相談支援センタ

【相談日時】毎月第2木曜日 10:00 ~ 12:00 (TEL)0996-23-5221

川内市医師会立市民病院 患者サポートセンター【要事前予約】

【相談日時】毎月第4木曜日 13:00 ~ 15:00 (TEL)0996-22-1111 出水郡医師会広域医療センター 地域医療連携室内がん相談支援センター【要事前予約】

【相談日時】毎月第1火曜日 10:00 ~ 12:00 (TEL)0996-73-1331 鹿児島県立大島病院 地域医療連携室【要事前予約】

【相談日時】 随時開設 ※申込後に日程調整します。 〈TEL〉0997-52-3611

鹿児島産業保健総合支援センタ-常設相談窓口

【相談日時】平日 8:30 ~ 17:15〈TEL〉099-252-8002

ご相談の内容は、ご本人の同意なく他人にお伝えすることはございません。安心してご利用ください。

詳しくはHPをご覧ください ▶ ▶ ▶

鹿児島産保 両立支援

検索

問合せ先



独立行政法人 労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター ☎ 099-252-8002

令和5年度

労働安全衛生法に基づく

各種免許試験案内(学科)



公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター 〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号 TEL **0942-43-3381**

https://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

令和5年4月から令和6年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。 ※令和5年6月以降に実施する免許試験は、試験手数料の変更がありますので御注意ください。 (2ページ4(1)参照)

1 学科試験日時 試験開始時刻15分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

	試験月		上	期	B	程			下	期	日	程		試験開始	試験終了
試験	の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	畴 刻	畴 亥
特征	吸ボイラー技士							26						10:00	16:10
4	数ポイラー技士			8			4				29		11	12:30	16:30
二級ボイラー技士		11	15	15	12	16	27	18	9	13	9	7	6	13:30	16:30
☆特別ポイラー溶接士						28					25			13:30	16:00
☆普通ボイラー溶接士						28					25			13:30	16:00
ボ	イラー整備士			14								2		13:30	16:00
食力	限定なし	5	19	21		29	13	11		7	24		7	10:00	10100
1.0	クレーン限定	5	19-31	21	4	29	13	11	28	7	24	8	7	13:30	16.00
転ぎり	床上運転式限定	5						11						13:30	16:00
士夕	限定免許解除試験							11						13:30	【注】
人移	か 式レーン運転士		25		6		5		2		19		13	13:30	16:00
-	货装置運転士	13												13:30	16:00
発	破 技 士			7						6				13:30	15:30
ガン	以溶接作業主任者			7						6				13:30	16:30
林多	養架線作業主任者									6				13:30	16:30
第一	一種衛生管理者	12-19	18-29	4-20	5-20	3-17	6-19	5-25	1-21	5-20	11-22	6.20	8-19		
第二	二種術生管理者	12-19	18-29	4-20	5-20	3-17	6-19	5-25	1-21	5-20	11-22	6-20	8-19	13:30	16.30
高月	E室内作業主任者		17											12:30	16:30
工作	ックス線		23				12		14		23			12:30	16:30
	ンマ線透過写真影作業主任者		17											12:30	16:30
潜	水土	18			19		26					14		12:30	16:30

- (注)1. 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。
 - 2. ☆印は学科試験合格後に実技試験があります。(詳しくは別途作成の「実技試験案内」をお読みください。)
 - 3. 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。
 - 6月4日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。
- 【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験、床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。
- ◎ 令和5年度における地区出張特別試験について(令和5年4月以降順次公表いたします。) 北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、奄美、沖縄(本島)、石垣の各地区で実施する予定です。 受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は各地区の労働基準協会等、又は当センターで、別途作成の 「出張特別試験案内」をお読みください。なお、当センターホームページからでもダウンロードすることができます。

作業環境測定士試験予定日:令和5年8月23・24日、令和6年2月13日(二種のみ) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日:令和5年10月17日 ※詳しくは別途作成の試験案内をお読みください。

令和5年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

(注) 表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

	講習名	令和 5 年 4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転(整地等)	教習所	教習所	教習所教習所	教習所	教習所	教習所	教習所種子島	教習所		教習所		教習所
	 車両系建設機械運転(解体用)	#6/E	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所			教習所	教習所
	フォークリフト運転	教習所	教習所教習所		教習所教習所		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	不整地運搬車運転		42.07		48.077	鹿児島					教習所		
	小型移動式クレーン運転	教習所	教習所	鹿屋	教習所 薩摩川内	教習所 岩川		教習所	教習所		教習所	教習所	
	床上操作式クレーン運転	教習所			教習所			教習所				教習所	
	玉掛け	教習所 鹿屋	教習所	教習所 教習所	教習所	教習所	教習所 薩摩川内	教習所 岩川	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所		教習所	鹿屋	教習所	教習所		教習所		教習所	
	ガス溶接		教習所				教習所			教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者			オロシティー		オロシティー			オロシティー				
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所		教習所	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者		オロシティー			オロシティー			^{オロシティー} 奄美				
	石綿作業主任者	教習所 オロシティー	オロシティー	オロシティー	オロシティー		オロシティー	オロシティー	奄美	オロシティー			
	乾燥設備作業主任者							オロシティー					
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者					教習所							
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所		教習所					教習所	教習所		教習所	
	小型車両系建設機械運転(整地等)				教習所				教習所			教習所	
	ローラー運転				教習所					教習所			
	クレーン運転		教習所		教習所			教習所	教習所		教習所		教習所
	アーク溶接等	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所		
特別	研削といし(自由研削用)		教習所			教習所		教習所		教習所		教習所	
特別教育	巻上げ機運転	教習所								教習所			
	低圧電気取扱業務		教習所			教習所				教習所			
	酸素欠乏・硫化水素危険作業		教習所										
	粉じん作業					教習所							
	フルハーネス型墜落制止用器具		教習所		教習所				教習所		教習所		
養成	安全衛生推進者			オロシティー				教習所				教習所	
養成講習	衛生推進者					オロシティー				オロシティー			
その他教育	安全管理者選任時研修			教習所			教習所				教習所		
	職長教育	教習所		教習所		教習所		教習所		教習所	教習所		教習所
準備講習	第 1 種衛生管理者準備講習		オロシティー										
講	第2種衛生管理者準備講習			オロシティー									

※教習所(鹿児島教習所:鹿児島市七ツ島 1-6-2 電話 099-261-6298)

%オロシティー(鹿児島総合卸商業団地協同組合:鹿児島市卸本町 6-12 電話 099-260-2111)

令和5年3月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先:本部 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622 https://www.kakikyo.or.jp/seminar/

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3 . 3 2 /	https://www.kakikyo.or.jp/seminar/
	講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者 又は受講資格
	小型移動式クレーン運転	3/6~3/8	2/6~2/10	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚 貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講 習修了者
技能講	玉 掛 け	3/13~3/15	2/13~2/17	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
習	ガ ス 溶 接	3/13~3/14	2/13~2/17	会員 9,180円 一般 9,680円	
	特 定 化 学 物 質 及 び 四アルキル鉛等作業主任者	3/16~3/17	2/13~2/17	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	3/20	2/20~2/24	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等) 技能講習修了者
	ク レ ー ン 運 転	3/6~3/7	2/6~2/10	会員 17,080円 一般 20,380円	
特別	低 圧 電 気 取 扱	3/15~3/16	2/13~2/17	会員 16,170円 一般 19,470円	
特別教育	フ ル ハ ー ネ ス 型墜 落 制 止 用 器 具	3/20	2/20~2/24	会員 10,700円 一般 11,800円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	3/22~3/23	2/20~2/24	会員 16,770円 一般 20,070円	
その他	職長教育	3/16~3/17	2/13~2/17	会員 12,980円 一般 16,280円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 - 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。
 - 3 新型コロナウィルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。